

平成30年度第1回
総合計画審議会

平成30年5月16日

逗子市経営企画部企画課

平成30年度第1回総合計画審議会

日時 平成30年5月16日（水）
午後7時00分～9時00分
場所 逗子市役所5階 第2会議室

出席者

委員 出石会長、磯部副会長、倉田委員、佐藤委員、藤井委員、三原委員、柳澤委員、
田倉委員、山口委員、佐野委員、中畠委員
オブザーバー 平井市長

欠席者

渡邊委員、池谷委員、横地委員

事務局

福井経営企画部長、福本経営企画部次長、仁科主幹、四宮専任主査、橋本主事

傍聴者

1名

次第

- 1 開会
- 2 委員委嘱
- 3 会長、副会長の選出
- 4 総合計画審議会及び総合計画の進行管理について
- 5 部会員の指名
- 6 総合計画の見直しについて
- 7 総合計画に関する条例等について
- 8 その他
- 9 閉会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 資料 1 逗子市総合計画審議会条例
- ・ 資料 2 逗子市総合計画策定条例
- ・ 資料 3 逗子市総合計画審議会委員名簿
- ・ 資料 4 総合計画・基幹計画・個別計画の一体管理へ
- ・ 資料 4 - 2 進行管理スケジュール
- ・ 資料 5 リーディング事業の進行管理について
- ・ 資料 6 総合計画実施計画期間（8年間）における進行管理のスケジュール
- ・ 資料 7 （仮称）総合計画条例と総合計画審議会条例、総合計画策定条例の関係
- ・ 資料 8 平成29年度第3回総合計画審議会での意見と市の見解
- ・ 資料 9 （仮称）自治基本条例の検討における意見
- ・ 資料10 平成30年度総合計画審議会各回の審議内容
- ・ （参考1）（仮称）自治基本条例制定の検討にあたっての総合計画に関すること
- ・ （参考2）（仮称）自治基本条例の検討プロセス
- ・ （参考3）（仮称）自治基本条例の構成と関連する条例の関係（想定）

(福本経営企画部次長) 皆さん、こんばんは。定刻を若干過ぎましたが、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、逗子市総合計画審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、総合計画審議会の事務局を務めます経営企画部次長の福本と申します。この後、会長が決まるまでの間、司会進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、着席して進めさせていただきます。

まず、本日の会議ですが、14名の委員のうち、現時点にて10名出席ということになっております。総合計画審議会条例に定める定足数に達していることから、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

では、早速ですが、お手元の会議次第に従いまして進めさせていただきます。

初めに、委嘱状の交付を行います。順番にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立いただき、市長より委嘱状をお受け取りください。

倉田雅行様。

(平井市長) よろしく願いします。

(福本経営企画部次長) 佐藤成人様。

(平井市長) よろしく願いします。

(福本経営企画部次長) 藤井繁子様。

(平井市長) よろしく願いします。

(福本経営企画部次長) 磯部保和様。

(平井市長) よろしく願いします。

(福本経営企画部次長) 三原宏隆様。

(平井市長) よろしく願いします。

(福本経営企画部次長) 柳澤千恵子様。

(平井市長) よろしく願いします。

(福本経営企画部次長) 田倉由男様。

(平井市長) よろしく願いします。

(福本経営企画部次長) 山口稔様。

(平井市長) よろしく願いします。

(福本経営企画部次長) 佐野慶一郎様。

(平井市長) よろしくお願ひします。

(福本経営企画部次長) 出石稔様。

(平井市長) よろしくお願ひします。

(福本経営企画部次長) 中瀧いづみ様。

(平井市長) よろしくお願ひします。

(福本経営企画部次長) ありがとうございます。

では、市長、ご挨拶をよろしくお願ひいたします。

(平井市長) 皆様、改めまして、こんばんは。本日は、大変お忙しい中、夜遅い時間に、総合計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、新たな任期ということで、2年間、お引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。

総合計画は平成27年度からスタートいたしまして、今年で4年目を迎えました。今回、新たな任期が始まるという中では、公募委員の皆さん、あるいは、地域からも初めて参加される方もいらっしゃると思いますけれども、まずは今日、第1回の会議の中で、この総合計画を頂点とする総合計画・基幹計画・個別計画の3つの計画体系の構造をご理解いただきたいということをお願いいたします。

その中で、この総合計画審議会が、市全体の施策の評価、進行管理というものを担っていたということになるわけでありますので、評価の仕組みそのものも、4年目を迎えて、毎年毎年見直し、改善しながら取り組んできたということで、まだまだ、仕組みそのものも完成には至っていないという状況の中でのスタートということになります。

一方で、ご案内のとおり、逗子市の財政状況は非常に厳しいという中で、これからますます人口減少、少子・高齢化が進んでいくということを踏まえれば、財政はさらに厳しくなっていくということから、やはり、いわゆる施策の優先順位ですね、厳しい財政の中でいかに経営資源を戦略的に配分しながら、市全体をマネジメントしていくかということが問われておりますので、この審議会が、その部分を的確に、市民の皆さん、あるいは学識委員の皆さんの知見を最大限に活かして、評価あるいは意見具申をしていただくということがまさに最大の役割だということでございます。平たく言いますと、市長の政策に対していかに、分野横断的に、それぞれの立場から評価、助言をいただくかということが役割だにご理解いただきたいと思ひます。

ちょっと長くなりますけれども、例えば個別計画というのは、1つの分野、例えば障がい福祉であれば障がい福祉で、当然、計画が策定されていて、その中で事業の進行管理が行われている。基幹計画は、福祉プランであれば福祉という分野で、子育てとか、あるいは高齢者とか、

障がい者とか、地域福祉とか、こういうことで横断的に計画ができていて、それを当然、評価、進行管理するわけですが、これだけではやはり、市全体の経営資源がいかにかそこに適正に配分されているかというのは評価できないわけですね。したがって、まさに総合計画審議会が、福祉も、環境も、教育も、都市基盤も、全体としてこの限られた資源をいかに有効、最大限に適正にマネジメントできているかということ横断的に評価していただくということなので、したがって、個別事業の評価は基本的にはこの総合計画審議会の中ではする必要がない。個別計画と基幹計画でしっかりとその辺の事業評価はされて、分野ごとの総括までは終わっているという前提でここに情報が集まってくるわけです。

ただ、まだ、個別計画、基幹計画ができていない分野があるので、その部分だけは、このメンバーの中から部会を設置いただいて、個別計画とかができていない部分は個別事業の評価もいただくという、まだ完成されていない計画体系の穴埋めも、皆さんの中でしていただくということになります。

ただ、全体の評価としては、今申し上げたとおり、まさに分野をまたがって、いかに優先度の高い施策にしっかりと市の資源が配分されているかということをお皆さんに吟味いただくということになりますので、非常に高度な仕事を願いますということにはなりますけれども、2年間、ぜひ、皆さんと学びながら、あるいは、仕組みを見直しながら、しっかりとこの審議会が十分に機能して、基幹計画・個別計画にも、全体としての統合されたマネジメントが実施できるように、私としても、あるいは担当である経営企画部としても、しっかりと皆さんとともに取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

ちょっと長くなりましたけれども、私も折に触れて、必要であればこの審議会に出席させていただいて、皆さんと意見を交えていきたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

以上です。

(福本経営企画部次長) ありがとうございました。

市長は、本日は最後までお付き合いさせていただきます。後ほど、意見交換の時間を設けたいと思っております。その際には、忌憚のない意見交換でお互いに考え方を深めることができたらいいのかなと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様、自己紹介ということで、一人ずつ簡単に、ご挨拶をお願いしたいと思います。

資料3ということで名簿が皆様のお手元にあるかと思いますが、この名簿の上から順番に

お願いしたいと思いますので、倉田委員からよろしいでしょうか。お願いします。

(倉田委員) 倉田雅行です。

私は山の根に住んでおりまして、こちらに来て約10年間。今期で2回目、前回の審議会もやらせていただきました。一番最初は全く何をやればいいのかわからない状況の中で、多分、今期は少しはわかって意見が言えるのではないかなと自分自身に期待しております。

今、市長が言われたことが全てですけれども、一つ、前回気づいたのは、やはり、一番最終的なところの審議ですけれども、個別計画とか基幹計画について、ある程度知識がないと、当然、判断できないというところに、すごく壁を感じたことがあります。だから、今回は私自身、少し時間をかけて、皆さんは勉強されたでしょうが、私は勉強が足らなかつたと思っていますので、勉強して、よい形にしていけるようにご協力できたらなと、ご協力というか、一緒になってやれるかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

(佐藤委員) 佐藤でございます。

小坪に住んでおりまして、多分、恐らくこの中では一番若いのかな、30代半ばというような年齢です。先ほど市長がおっしゃった財政難という話をきっかけに、そういえば地方自治ってあったよね。それまでは全然関係なかったのですけれども、地方自治ってどんなものかなとか見ているときに、たまたま委員を募集するよというところを見かけまして、よくわからないけれども、感想文を書けと書いてあって、書いてみるかなと、気軽に書いたんですけれども、いつの間にかここにいたという次第ですので、本当に素人ということになります。皆様のお力を借りながら、まずキャッチアップするということになろうかと思っておりますけれども、どうぞ、よろしくお願いいたします。

(藤井委員) 山の根の藤井です。

私は、関西からこちらに越してきて20年になるんですけれども、サラリーマンでアップアップだったころには、とても自治のことなんて関心もなかったんですけれども、10年前ぐらいに独立しまして、それから、逗子とか、自分が住んでいるまちについて関心を持ち始めて、当時、逗子市のまちづくり審議会に参加させていただいたりとか、その後は神奈川県総計審の委員をさせていただいたりとかということで、非常にその当時は市民団体なんかもつくったりなんかして、一生懸命、関心を持ってやっていたんですけれども、なんだかわかったような気になって、ついつい今度は自分の趣味のほうに走ってしまって、ふと気がついて、10年たったら、先ほど言われたような、財政難の話であるとか、自分はまた全然わからなくなっているというか、関心を持たなかったことに対してちょっと反省の気持ちもあって、今回、もう一

度しっかり学ばせていただいて、何か貢献できることがあったら頑張ってみたいなと思って参加いたしました。

(磯部委員) 沼間の磯部でございます。

この総合計画審議会には今回の総合計画策定の最初からずっと参加させていただいて、計画自体にも大変愛着がありますし、また、この計画がきちんと実施されるということに関心がありまして、今回も沼間小学校区の住民自治協議会の委員ということで参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

(三原委員) 小坪の三原でございます。

佐藤さんも小坪だということなので、あとで話をしてみたいと思いますが、倉田さんと同じように、前回はこの審議会に参加させていただいて、今回で2回目になるんですが、小坪小学校区の住民自治協議会の会長の立場で物事を見ていけたらいいかなと思っています。よろしくお願いいたします。

(柳澤委員) 池子小学校区の住民自治協議会から来ました、柳澤と申します。

池子に住んで、逗子に住んで10年ほどということなんですけれども、住民自治協議会は、準備会から携わらせていただいております。今回初めてということで、まだ情報がたくさんあり過ぎて頭に入ってきていないので、これから勉強しながら、教わりながらやっていきたいなと思っております。住民として、また中学生の子供を持つ母親の視点からという形も一緒にあわせてやっていけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

(田倉委員) 私は、山の根在住の田倉です。よろしくお願いいたします。

私は、山の根自治会、並びに久木小学校区住民自治協議会のメンバーの一人です。私は昨年からの引き続きで参加しています。昨年は、私の実力不足というか、能力不足かもしれませんが、率直に言いまして、全く対応ができませんでした。故に、今回、この席に私自身が存在しているということは、はなはだ自信がないんですが、責任の分野においては責任を持って活動をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(山口委員) 逗子市福祉プラン懇話会から、前回に引き続きまして出ている山口と申します。よろしくお願いいたします。

仕事は、関東学院の社会学部の教員をしております。専門は社会福祉学ですが、その中でも地域福祉というのをやっています、今現在、いろんな自治体などに関わって計画づくりなどをしております。よろしくお願いいたします。

(佐野委員) 佐野と申します。逗子市環境審議会から参加しています。

日ごろは、関東学院大学の人間共生学部の教員をしております。専門は、リサイクルとか、最近では、ドクダミのエキスを抽出して、それから薬をつくろうと考えております。環境保全の立場からこの会議に参加してお役に立てればということなんですけれども、昨年度から参加しています。よろしくお願いいたします。

(出石委員) 出石と申します。

選出母体は違いますが、3人続けて関東学院大学ということで紹介させていただきますが、私は関東学院大学法学部で教鞭をとっております。専門は、地方自治になります。

一方で、私は学識経験という立場ですが、逗子在住でありまして、先ほど倉田委員は2年とおっしゃいましたが、私は25年、沼間に住んでおります。ということで、市民の立場ということもあります。

あとは、この審議会は3期目です。ちょうど今の総合計画策定のと時から関わっておりますので、引き続き務めさせていただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(中嶋委員) 初めて参加させていただきます、後藤・安田記念東京都市研究所の中嶋と申します。よろしくお願いいたします。

後藤・安田記念東京都市研究所というのは、後藤新平という人が安田善次郎に寄附をいただきまして大正時代につくった、地方自治等を研究しております研究所でございます。

私は、研究職ではなくて、今は事務職で、かつては編集職をしていた関係で、10数年前になるかと思っておりますけれども、逗子市には市民参加条例策定委員会の際に、委員として参加させていただいたことがございます。現在、総合計画を勉強していることもありまして、今回、少しでもお役に立てればと思っております。

総合計画というのは、先ほど市長のお話がありましたように、政策の優先すべきことを決めていくことによって、いかによい市政を進めていくかということにとって非常に重要であるということで、非常に関心を持っておりますし、その中で、逗子が非常に画期的な試みをされているということで、勉強もさせていただきながら、何かお役に立てればと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(福本経営企画部次長) ありがとうございます。

資料にある名簿ですが、下から5行目のところに書いてございますが、池谷委員が本日欠席のご連絡をいただいております。

あと、お二方、見えられていない委員がいらっしゃいます。渡邊委員と、あと、横地委員ですが、後ほどいらっしゃったときに、そのときにまた紹介させていただきたいと思っております。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(福井経営企画部長) この4月の人事異動により経営企画部長としてまいりました福井と申します。よろしくお願いいたします。

(福本経営企画部次長) 経営企画部次長、企画課長も兼務しております福本でございます。よろしくお願いいたします。

(仁科主幹) 企画課主幹の仁科と申します。よろしくお願いいたします。

(四宮専任主査) 企画課の四宮と申します。よろしくお願いいたします。

(橋本主事) 企画課の橋本と申します。よろしくお願いいたします。

(福本経営企画部次長) 以上のメンバーで事務局を務めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。

事前に配った資料、あと、本日席上でお配りした資料と、混乱してしまうかもしれませんが、資料番号で確認をしていきたいと思います。

まず、最初に次第です。これは、資料番号はついていません。次第が1枚。

続きまして、右肩のところに「資料1」と書かれているもの。次に、資料2。資料1、2とも、1枚ものです。資料3が名簿で、これも1枚です。次に、資料4、これも1枚です。資料4-2というもので、横に印刷したのですが、ございますでしょうか。これは、本日、席で配ったもので、横型の資料、1枚ものです。

次に、資料の5番です。これも1枚です。次に、資料6、これは横型です。これも1枚です。続きまして、資料7、これは、大きなものを折りたたんだものです。これは、2枚、1セットです。続きまして、資料8、これは横型で1枚ものです。資料9、これは縦型ですが、これも1枚です。資料の10番、これは本日配った資料です。1枚ものです。

あと、資料番号としてまぎらわしいのですが、右肩の四角の中に「参考1」と書いてあるもの、これは「資料4」と書いていますが、これは昨年度の総計審の会議で配った資料でして、そのときの資料番号がそのまま残っておりますが、今回は「参考1」という形で皆様にお配りしてあります。これが、ホチキスでとまっているものです。次に、同じく、今度は横型でして、参考2という資料が、1枚ものであるかと思えます。最後です。今度は縦型で、参考3といった資料が1枚であるかと思えます。

以上となりますが、漏れはございませんでしょうか。よろしいですか。

では、議事を進めさせていただきます。

次第の3、会長、副会長の選出です。

選出の前に、総合計画審議会の設置根拠となる条例につきまして、事務局から簡単に説明をさせていただきます。

(橋本主事) それでは、資料1に沿って説明させていただきます。座って説明いたします。

上から順番に説明いたします。まず、第1条です。こちらは、趣旨として、会議の組織及び運営について主要な事項を定めるものとなっています。

1行目の最後の部分から2行目にかけて、「地方自治法第138条の4第3項」とございますけれども、こちらは、「地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」ということが書かれておりまして、これに基づきまして総合計画審議会も設置されているということになります。

続いて、第2条、こちらが所掌事項です。この審議会が何をするのかということで、総合計画の策定と、その進行管理に関して審議等を行っていただくということになります。

ちなみに、資料の2番で逗子市総合計画策定条例をお配りしております。こちらの第3条(総合計画審議会への諮問)というところで、「市長は、総合計画の策定、変更又は廃止を行うときは、あらかじめ逗子市総合計画審議会条例第1条に規定する逗子市総合計画審議会に諮問するものとする」と、改めて書いております。

第3条が、組織についてです。ここでは、定員として20人以内ということで記載させていただいております。

続いて、第4条が任期です。任期が2年間ということで、今回の任期、4月1日から2年間ということでお願いしております。

第5条、こちらは、会長及びその職務代理人、わかりやすく言いますと副会長に関する規定についてです。こちらについて、後ほど皆様に決定していただくこととなります。

第6条は会議についてということで、第2項で定足数を規定しております。半数以上の出席で成立するということになっております。

次に、第7条で、部会を設置できるような規定になっております。本年度も、進行管理の詳細を議論する部会を設置いたします。これにつきましても、後ほど、部会員等を皆様に決めていただくこととなります。

第8条は、委員以外の方へ協力を求めることができるということを規定しております。

第9条が、庶務について。

第10条は、そのほか必要な事項は市長が別に定めるとしておりますけれども、現時点においては、特に定めているところはありません。

以上になります。

(福本経営企画部次長) この会議ですが、今説明があった条例に基づいて運営をされているということになります。条例にもありますとおり、会長を置くということですので、まずは会長を選出させていただきたいと思います。

今見ていただきました第5条に、互選で定めるといようになっておりますので、皆様のほうでよろしくお願ひしたいと思います。自薦、他薦を含めまして、委員長の選出ということで、どなたかご発言はございませんでしょうか。

(三原委員) 前回は出石さんに会長をやっていただいてよかったと思うので、今回も出石さんを、私は推薦いたします。

(福本経営企画部次長) ただいま、三原委員から出石委員をと声が上がりました。ほかの皆さん、いかがでしょうか。

出石委員、よろしいでしょうか。

(出石委員) はい。

(福本経営企画部次長) ありがとうございます。

では、続きまして、副会長です。副会長というのは、条例上に出てこないんですが、先ほど説明したとおり、職務代理人、これを通称で「副会長」と称しております。副会長をご指名ということで、会長よりお願ひしたいと思います。

(出石会長) それでは、磯部委員をお願ひしたいと思います。

簡単に理由を申し上げますと、前回まで2期、私は会長をやりましたが、副会長も学識経験者でした。それについて、さまざまな意見もあったわけですが、やはり、私も市民ですけども、市民が会長・副会長をやったほうがいいのではないかとということと、磯部委員におかれましては、私と一緒にして、部会長をやっていただいたり、ご尽力いただいてこられましたので、ぜひ、そういう意味で私も最後の期になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(福本経営企画部次長) 今、会長から磯部委員をとという声が上がりました。

磯部委員、よろしいでしょうか。

(磯部委員) 謹んでお受けいたします。

(福本経営企画部次長) ありがとうございます。

では、会長に出石委員、副会長には磯部委員が選出されましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(出石委員・磯部委員、会長・副会長席へ移動)

(福本経営企画部次長) ありがとうございます。

では、会長、副会長、一言ずつ、ご挨拶をお願いします。

(出石会長) それでは、ご推薦によりまして会長を務めさせていただきます出石です。

過去2期にわたって会長で、運営については、先ほど三原委員からよかつたというお話がありました、自分としては、果たしてそうだろうかというところもありまして、なかなか、私自身、逗子市の会議、審議会というのはかなり活性化していると思うのですが、とりわけ、この総合計画審議会は活性化しておりまして、うまくかじ取りができなかつたという反省がありますが、やはり、次はまた次の実施計画という話もありますし、何とか、できるだけのことをして、この総合計画審議会を的確に運営できればと思つて頑張つてまいりますので、皆様、ご支援を、よろしくお願ひいたします。

(磯部副会長) 副会長にご指名いただきました磯部でございます。

先ほど自己紹介でも述べましたように、総合計画の策定に最初から参加しておりまして、大変気持ち的にも思い入れもありますし、これがきちんと実施されるということで、進行管理等に努めていきたいと考えていますので、ご協力を、よろしくお願ひいたします。

(福本経営企画部次長) ありがとうございます。

では、ここからの進行につきましては、会長にお願ひしたいと思ひます。

(出石会長) 挨拶で言い忘れましたが、皆様のお手元にこういった資料がございます。私のところでこういうシンポジウムを6月9日にやりますので、ここに申し込み方法を書いておりますが、当日、直接来ても大丈夫です。岩手県の達増知事がお越しになりますので、もしよろしければご参加ください。宣伝でしたが、させていただきました。

では、本題に入りまして、次第をご覧くださいますと、今、3まで終わりました。引き続き、あと、4、5、6、7と4つあります。一応、目安といいましようか、21時には終わりたいと思ひますので、皆様、進行にご協力をお願ひしたいと思ひます。

4番、総合計画審議会及び総合計画の進行管理についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(仁科主幹) それでは、事務局から説明いたします。

先ほど市長の挨拶にもありましたけれども、この会議の考え方、それから進行管理の考え方などにつきまして、もう少し具体的に説明させていただきます。座って、失礼いたします。

まず、この総合計画審議会の委員構成につきまして、補足をさせていただきます。

資料3で名簿を何度かお示しさせていただいておりますけれども、これが、総合計画審議会条例の第3条（組織）の委員区分に沿った構成となっております。条例上では、定員20名となっておりますが、今回は、資料3のとおり、14名で構成させていただいております。

第1号の市民につきましては、市民参加条例で公募市民は構成委員の5分の1以上と規定されていることから、20名につきましてその20%ということで、4名の公募市民で構成しています。

市民枠につきましては、公募市民のほかに、住民自治協議会から、5つの小学校区のうち、4つの小学校区からご参加いただいております。逗子市では、現在、小学校区を単位としました地域自治の仕組みづくりを進めております。市民委員の枠に住民自治協議会からの代表を入れているのは、総合計画はテーマごとに柱を立てているテーマ型の計画となっておりますが、今後、各住民自治協議会において、それぞれの地域の計画が策定されることになっていきます。それと総合計画をうまくリンクさせ、総合計画の住民コントロールと地域自治の住民コントロールをうまくクロスオーバーさせていきたいという考えからです。

名簿の第2号の委員としまして、基幹計画の懇話会等から、学識の委員の方を委嘱しております。最終的には、後ほど説明いたしますが、基幹計画が5つつくられるため、この枠での委員の参加は5名になる想定です。現段階では3つの基幹計画ということで、3名のご参加となっております。

第3号委員としまして、教育委員から1名。

第4号の委員としまして、現段階では2名参加いただいておりますが、あともう1人参加いただく予定ですが、本日までに準備が整わなかったために、大変申し訳ございませんが、次回までには参加いただけるように準備してまいります。

総合計画のつくりが、いわゆる、総合計画をトップに、基幹計画、個別計画という、ピラミッド型の構成をしております。こちらは資料4の上の図になっておりますが、平成27年の総合計画から、総合計画の体系を総合計画・基幹計画・個別計画という形に体系化しております。その体系と合わせるような形で、策定、進行管理を念頭におきました委員構成としました。

また、これまでも総合計画、あるいは個別の施策を定めた計画がありましたけれども、計画

期間が合っていないなど、いろいろな不整合がある中で、今回は、総合計画・基幹計画・個別計画を整理したという形になっています。それぞれ、総合計画をトップに据えて、目標、計画期間の統一化、計画に定めるレベルなどの整合を図り、ピラミッドの形で積み上げました。従来の行政計画ですと、ばらばらな単位で計画をつくっていましたが、進行管理としましても一体的な進行管理ができていたわけではありませんでした。それをピラミッド型に改めることで、効率的に、無駄なく、総合計画を初めとする、それぞれの計画の進行管理を合理的に行うことを狙いとしたものです。

総合計画には5つの柱があり、それぞれの柱に対応した形で基幹計画が位置づけられています。資料4の下の図になりますけれども、基幹計画、5つの柱に、4ないし5つの取り組みの方向性が基本構想に位置づけられ、それぞれの取り組みの方向に対応した形で個別計画が位置づけられています。

全部で5本の柱に、23の取り組みの方向性がぶら下がるような形になっていますが、まだ計画としては策定されていない計画が9本あり、この計画につきましては、アスタリスクのマークでお示ししています。この、まだ未策定の計画の策定予定につきましては、資料4の裏面のところに今後の策定予定、平成30年から、ものによりましては平成33年以降というものもございますが、今の総合計画の実施計画の期間の中で策定をしていくという考えでおります。

総合計画の進行管理につきまして、総合計画・基幹計画・個別計画を一体的に行うこととされています。進行管理に当たりましては、共通の進行管理表を用い、総合計画に位置づけているリーディング事業、それから、基幹計画に位置づけている重点事業の進捗状況の結果をもって評価することとしています。

進行管理に当たりましては、担当課が自己評価した後に、各計画に係る懇話会で審議、あるいは意見聴取を行い、その結果を、個別計画から基幹計画、その後に総合計画というような形で、ボトムアップで上げていただく形になります。

今申し上げたことが、資料4-2にお示ししてあります。

まず、全体的な流れとしまして、個別計画に係る審議会等において、5月から6月にかけて進行管理を行い、その結果が基幹計画の担当課に報告されます。それを受けまして、基幹計画の懇話会等で7月に進行管理が行われ、その結果を受けて、総合計画審議会を8月に開催し、審議する予定になっております。

先ほどご説明しましたとおり、計画が未策定なものがございます。こちらにつきましても、総合計画にリーディング事業が位置づけられ、既にもう実施されていることから、これらの事

業の進捗状況について評価する必要があるとございます。こういった事業になるかというところですが、それが資料5にお示ししています。

事業の状況につきまして、①個別計画も基幹計画もない場合、②基幹計画はないが個別計画はある場合、③個別計画はないが基幹計画はあるもの、このような3つのパターンに分けて、全体で18の事業が、それぞれの計画の懇話会等で進行管理ができない状態となっています。

これらの事業につきましては、総合計画審議会において進行管理部会をつくり、そこで進捗状況についてご意見をいただき、その結果を、ほかの基幹計画からの報告と同様に、8月の総合計画審議会に出していただくというのが、資料4-2のところの、上から3つ目の総合計画審議会の行にあります白い矢印、進行管理部会による進行管理という、この図の部分になりますけれども、これを部会で行っていただくというものです。そのため、8月に総合計画審議会を開催する前に、進行管理部会を開催していただくということで、1回目を6月、2回目を7月という想定であります。

進行管理につきまして、説明は以上です。

(出石会長) 確認ですけれども、今回から委員になられた方には、総合計画はお渡ししてあるのでしょうか。

(仁科主幹) はい。

(出石会長) しかしながら、今、急に聞いても多分わからないと思いますので、簡単に言ってしまうと、先ほど市長からもありましたが、総合計画審議会は、3つの階層のうちの基幹計画、個別計画の進捗状況は本来は見ません。各々の審議会が見てきたものの全体を通しての最終的なチェックをするということなのですが、その基幹計画、個別計画が、全てはつくっていない。基幹計画については5つあって、2つできていない。個別計画は、十何本あるうちの7本ができていないんです。ということで、それらについて、あるいは、そこにぶら下がる個別事業は、誰かが評価しなければいけない。それが、ある意味、やむを得ないので、総合計画審議会の中に、後ほどやりますが、進行管理部会を設けて、そこで見ていただくという方法をとっています。大分先になると思いますが、いずれ全ての計画ができれば、我々は、各計画の審議会等でチェックされてきたもの、評価されてきたものを見ればよいということになるんですね。今、そういう説明がありました。

ということで、ただいまの説明について、質問、何を質問していいかわからない部分もあるかもしれませんが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

どなたからでも結構です。

どうぞ。

(田倉委員) 先ほど、住民自治協議会が、地域の計画として、この総計審とリンクされるというお話がありましたね。それについて、もう1回、話していただけますか。

(仁科主幹) 今の総合計画には、特に地域別の計画というものはございません。地域の計画につきましては、これから、住民自治協議会で地域づくり計画をそれぞれ策定されるかと思えます。そこに書いてある内容で、逗子市として推進していくものですとか、そうしたものを総合計画とリンクさせていくという考えでおります。

ただ、今の計画ではなく、各地域の地域づくり計画が策定されてきた後になりますので、今の実施計画の期間ではなく、次の見直しの、中期の実施計画とかに反映させたり、何らかのリンクをさせていくという想定です。最終的には、もしそれができるようになってくれば、それぞれ、総合計画の進行管理の中でも、その地域の中で、行政として実施していくものですとか、そうしたものも一緒に進行管理できたらと思えます。

(田倉委員) 一言でいいですから、今おっしゃった住民協における地域づくり計画、どのようにイメージされておりますか。住民協における地域づくり計画という概念を、一言でいいです。深追いしませんので。

(仁科主幹) 一言で言うと、各小学校区で、どういう地域にしていきたいかという住民の方の考えをまとめた計画です。

(田倉委員) わかりました。

(三原委員) 関連でいいですか。我々、これから地域づくり計画を策定して、今年度に策定していこうと思っているんですが、今、仁科さんがおっしゃったように、ここの、小坪なら小坪小学校区の住民がここをどういうふうに将来していきたいとか、どういうふうにしたらばみんなが少しはよくなったねと思えるかなというところを視点にして、やっていこうと思っているわけですね、今。

ところが、今おっしゃったことは、総合計画とリンクさせるということをおっしゃったので、そうすると、地域づくり計画を我々が策定するときに、総合計画を念頭に置かなければいけないのか。そういうことは関係なく、地域づくり計画は我々が地域づくり計画を立てたもので、どこかで合わせていこうという考えなのか。我々が総合計画を読んで、読み込んで、念頭に置いて地域づくり計画を策定するというのは、非常に難しい話だと思うんです。

(仁科主幹) あくまでも想定ではあるんですが、行政の部分というのは、本来であれば、地域担当職員ですとか、その考え方と一緒に、計画づくりの場で一緒にやっていく中で出して

いく、総合計画ではこうなっていますよという情報提供をするのですとか、それは地域担当職員の役割かと想定しております。

(三原委員) 我々が作った地域づくり計画が総合計画にリンクされれば一番いい。我々のリーダーは福本さんで、そのプロジェクトの中に福本さんに入っていて、地域づくり計画を策定しようとしています。ただ、そのときに、総合計画ありきではないんですね、我々は。

(仁科主幹) そうですね。

(三原委員) やはり、小学校区をどういうふうにしたらいいかという思いが強いので、そこで、どこかでリンクさせていくというのは必要かもしれないんだけど、ちょっと、仁科さんの話を聞くと、どこかでコントロールしていくみたいな話がさっき出てきたので、ちょっと、コントロールという言葉が何なのかと思いました。

(仁科主幹) コントロールというよりは、その中で行政として実施していくことをむしろ行政計画に盛り込んでいくとか、総合計画に反映させていくということは、こちらの、行政のやることです。そして、行政の情報を提供するの、行政のすることで、そこで、コントロールという考え方ではないということです。

(三原委員) さっき、コントロールとおっしゃいませでしたか。

(仁科主幹) 住民によるコントロールです。

(平井市長) つまり、地域が、これは大切な課題だと地域づくり計画で位置づけたら、それを総合計画に、逆に反映させる。それを、住民側から総合計画をコントロールしていくという趣旨で言ったので、行政から住民をコントロールではなく、逆です。

(三原委員) わかりました。

(平井市長) 住民から行政の計画をコントロールするための母体となる地域づくり計画は、地域主体でつくっていく、その中で反映されるべきものは吸い上げていく、こういう関係です。

(三原委員) それがリンクできれば、一番いいと思ったんですけども。

(仁科主幹) 誤解のないように申し上げておきますが、今私の発言した内容というのが、後ほど出てきますが、資料9の裏側の〈市長コメント〉というところがございます。ここの内容をかいつまんでお話しいたしました。総合計画の住民コントロールと、地域自治の住民コントロールをうまくクロスオーバーさせて、全体として総合計画の中で進行管理していきたい、この考え方です。誤解のないように、さっき何と言ったのというのは、ここを見ていただければと思います。

よろしく願いいたします。

(市長) 住民がコントロールで、住民をコントロールではない。主語が、住民です。

(出石会長) 行政が地域の活動を、例えば錦の御旗のように、総合計画があるからといって抑制したりとかということは普通は考えられない。ただ、やはり、極端に言ったら、総合計画に書いてあるのと真逆のことを地域でやってはまずいのではないか。だから、そういう意味では、クロスオーバーという言葉でもないし、住民は意識をしなくていいわけです。意識したら、あんな分厚いものを意識できませんからね。意識しなくていいんだけど、そこに、コントロールという言葉ではなくて、そこに地域担当職員が入って総合計画の立場から意見が言えれば、それはまた住民の中で斟酌もできるかもしれない。その程度だと思います。そんな危ないことは、多分、市はしないと思いますから。

(磯部副会長) 磯部です。

この資料4の裏側で、今後の計画策定という表の中に、基幹計画では「市民主権プラン」、それから個別計画の中には「市民自治推進計画」、こういった2つの計画があるんですけども、何となく、今の議論のようなことというのはここに盛り込まれてきてしかるべきではないかと私は感じるんですが、いかがでしょうか。

(福本経営企画部次長) というのは、住民協のあり方ですとか、あるいは、それぞれの計画の役割とか、そういったこと。

(磯部副会長) まさに今ここで議論があったことがここに入っていると思うんですが、いかがでしょうか。

(福本経営企画部次長) そうですね。基幹計画と個別計画ということでいろいろ役割が違いますので、どちらの計画に何をどこまでというのは、これから整理をしたいと思いますが、いわゆる、個別計画としての「市民自治推進計画」ということで言えば、住民自治協議会というこの仕組みがやはり大きなポイントとなりますので、そこについては、計画の内容としてはきちんと位置づけているといったことが出てきます。

今、住民自治協議会は要綱で制度を運用しておりまして、その中で地域づくり計画をつくるといったことが定められているんですが、最終的には、それは条例化に持っていきたいというのがあるんですが、いずれにしても、その計画をつくる際には、先ほど来のお話というような効果を期待していますので、そういったことがこの「市民自治推進計画」に目標として載ってくるといったことを、多分、磯部委員はイメージされているんだと思いますが、そういったことを懇話会等でまさに議論していくといったタイミングでございます。

(出石会長) ほか、よろしいでしょうか。

特に新しい委員の方にはちょっとわかりにくいところもあるかもしれませんが、今後進めていく中で、またご理解を深めていただきたいと思います。

それでは、この案件は以上といたしまして、続きまして、次第の5番、部会員の指名。先ほど言いました進行管理部会のことになります。

事務局から、まず、説明をお願いできますでしょうか。

(福本経営企画部次長) 部会の設置根拠は、先ほど説明しましたとおり、総合計画審議会条例です。その目的は、今まで議論してきたので、皆さんも大体おわかりかなと思います。

資料1ですけれども、条例の第7条第2項に、「部会の部会員は、委員のうちから会長が指名する」と書いておりますので、出石会長からお考えを示していただきたいと思います。

まず、この部会の状況ですが、例年ですと、部会としての活動を2回行っております。6月から7月、8月、この間にかけて2回会議を行い、この親会、この場を「親会」と呼んでいますが、親会にそれについて報告をしていくための情報をまとめるといったことが作業になります。

この部会員ですが、これまでは市民委員の皆様、すなわち、公募で委員になられた方、あるいは、住民自治協議会からお越しになっている委員の皆様、こういった方々にご就任していただいたところでございます。これは昨年までの状況ということですが、改めまして、会長からご指名いただきたいと思います。

(出石会長) 今のとおりですけれども、まず、資料3を見ていただきますと、第3条第2項第2号の、真ん中よりやや下です、山口委員、池谷委員、佐野委員については、それぞれ基幹計画の審議会で行進管理をやってもらっているということです。

したがって、市民委員、この上の第3条第2項第1号に当たる公募委員で、倉田委員、佐藤委員、藤井委員、渡邊委員、それから住民協のほうで、磯部委員、三原委員、柳澤委員、田倉委員の8名をお願いをしたいところなんです、それぞれの事情もあるでしょうから、これは、指名したからといって、辞退もありということです。ですので、この8名の方、特に磯部委員には副会長になっていただきましたが、まず、可能かどうかも含めて、あるいは新任の委員の方もいらっしゃると思いますので、いかがでしょうか。そんな難しいことをやるわけではないので、今、指名させていただきました8委員について、いかがでしょう。

(三原委員) 結構です。

(磯部副会長) 結構です。

(出石会長) よろしいですか。では、今日、渡邊委員が欠席ですけれども、ご本人にご確認いただいた上で、一応、全員にお願いするという方向で会長は指名したということで、やむを得ず、どうしてもできない事情があったら、また伝えてください。

では、委員の皆さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、次第が6番になります。総合計画の見直しについてです。

では、こちらについても、まず、事務局から説明をお願いいたします。

(福本経営企画部次長) では、私から説明させていただきます。

総合計画の見直しについてということですが、資料6をまずご覧いただけますでしょうか。資料6のこの表の上に「総合計画」と書かれた欄がありますが、これは2015年度から2023年度までの9年間の時間を刻んでおります。

2015年度から2022年度の8年間は総合計画の前期実施計画の期間になります。総合計画は前期・中期・後期と、それぞれ8年間で組んでおりまして、8年かける3サイクルということで、基本構想については24年間の計画期間になっておりますが、まずはその前期であるこの8年間ということです。このそれぞれの実施計画の8年間は、前半4年間と後半4年間に分けてあります。そして、この前半4年間の最終年度が今年度に当たります。

先ほど仁科が説明したように、毎年、総合計画の進行管理ということをやっておるんですが、その前半の4年間が終わるタイミングで、「情勢の変化」があった場合に、それに対応するために、必要に応じて見直しを行うといったことが計画上、定められております。

それはどこに書いてあるかといいますと、皆さん、総合計画はお持ちですかね。どう書いてあるかといいますと、総合計画の8ページですが、(2)実施計画とございます。この実施計画が、先ほど言いました8年間で前期・中期・後期という、それぞれの実施計画なんですが、それについて何て書いてあるかといいますと、なお書きの後段、「目標達成状況を明確にするため、毎年度ごとの見直し(ローリング)は行いません。ただし、情勢の変化に対応するため、必要に応じて、4年後に見直しを行います」、こう書いてあるところです。

言い換えれば、計画期間内、つまり、8年間において、当然のことながら、時間がたてば計画とその実態、実施状況にずれが生じてきますが、そのずれは、この計画の見直しということで、計画をつくりかえることはしないということを言っております。つまり、補正という形をもって、計画を書きかえていかない。それは、進行管理の中できちんと評価をしていくということです。

では、いつ、どういった状況で改訂するのだということがまさに「情勢の変化」となるとこ

ろです。この「情勢の変化」というのは、どういうことなんだということですが、総合計画の中には、いろんなレベルで計画が書き込まれているのですが、その中で、基本の構想の取り組みの方向、これは、個別計画で言えば最上位の目的・目標になるのですが、具体的にはどういう部分ですかということになるのですが、例えば83ページをあけてください。83ページは、総合計画の福祉分野の第1節です。その5番目の個別計画の最初のページになります。この83ページの一番上に、「基本構想の取り組みの方向」と書かれています。つまり、総合計画の小柱の最上位の目的・目標がここに書かれているということです。この取り組みの方向は、個別計画の究極目標に該当するものです。最上位の目的・目標に該当するものということです。ここは、総合計画と個別計画が一致している部分です。書きぶりが若干違う計画もありますが、基本的に内容は一緒になっているというつくりになっています。

この「情勢の変化」に戻りますが、「情勢の変化」というのは、例えば何か大きな外部の要因があった。例えば災害が起こってしまい、急に大きなまちづくりのコストがかかって、まちをつくり変えてしまうような場合ですとか、あるいは、政策、施策、あるいは事業の根本となっている法律ですとか、制度のありようが変わってしまったといったような場合を想定しております。そういったことがあった場合に、先ほど見てもらった83ページの取り組みの方向自体も、書き直さざるを得なくなるだろうといったようなことが想定される場所です。

今回、緊急財政対策をとるような財政状況になったといったことで、市民の皆様大変ご心配をおかけしているところではございますが、こういったことが、では、「情勢の変化」に当たらないのかといったようなことを考えなければいけないのかなと思っております。

市の考え方としましては、この財政状況、つまり予算ですが、予算はそもそも計画を推進していくための手段であると考えているところです。経年的な部分で、少しずつ、例えば予算が減っていくといったようなことがあったとしても、それは、その都度、行革等々、工夫しながら手段の見直し等を行っていくといったことでもって、総合計画に掲げました取り組みの方向、ここについては、同じように取り組んでいくべきものだと考えております。そういったことでは、今回の財政状況云々ということに関しましては、「情勢の変化」には当たらないと、市では考えているところでございます。

現在、各個別計画ですとか各基幹計画の担当所管で、それぞれの分野における「情勢の変化」に当たるようなものがないかどうかといったことの確認の手続きをとっております。そういったものをこの総計審の中では積み上げた上で、最終的に判断をするという形になりますが、これにつきましては、次回の総計審の会議の場でお示ししたいと思っております。その際に改

めて、計画の改訂の必要性についてご審議いただきたいと思います。

事務局としまして、現在どう見ているかという、現段階では、その改訂の必要性を求められるような「情勢の変化」があるといったことは、想定はしていない状況でございます。

(出石会長) 今回の前期実施計画のちょうど中間点に当たる本年度は、ある意味、見直しができる期間ですが、「情勢の変化」に当たるかどうかは、今後、計画としてこの審議会に出して、場合によっては諮問するという形になるんですかね。

(福本) はい。

(出石会長) この点について、何かご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

念のための確認ですが、これは見直しというか、違う実施計画ではなく、つながっている実施計画だから、仮に出た場合も、その出てきた箇所だけ諮問されるということですか。それ以外の、ある意味「情勢の変化」に当たらずに、そのまま維持していく部分については、それはここでは議論をしない。

(福本経営企画部次長) いえ、そこも含めて、議論していただくという考え方になっております。

(出石会長) 市は、「情勢の変化」に当たらないということで、見直してこなかったけれども、こちらの委員の中で、いや、これは「情勢の変化」だ、だから、これは見直しをして直すべきだという意見は出せるということですか。

(福本経営企画部次長) はい。

(出石会長) どうでしょうか。

どうぞ。

(中畠委員) 「情勢の変化」ということについて、資料6の進行管理のスケジュールの中に、任期というのが、下のほうに矢印で出ておりますが、これは委員の任期でということでしょうか。

(福本経営企画部次長) そうです。委員の任期です。

(中畠委員) わかりました。通常、実施計画などのローリング、あるいは、総合計画のローリングですと、市長さんとかに合わせる人が多いんですけども、それは「情勢の変化」ということに当たるのかどうかということをお伺いできればと思います。

(出石会長) 市長、どうぞ。

(平井市長) 非常に政治的な要素があるので、私からお答えします。

総合計画のこの期間設定は、まさに、今、中畠委員がご指摘のように、市長の任期と合わせてあります。今年の12月が市長の改選の選挙ということなので、この前期実施計画の前半部分が市長の任期の最終年度に当たっていますので、仮に市長が新たに任命されて、そこでそのときに就任した市長がこれはもう見直しだという意思決定をすれば、これはまさに大きな情勢変化ということになるので、12月以降、この実施計画の見直し作業というのを判断されるという可能性はあります。そういった部分も含めて、今年度、状況に応じて審議会にもご審議いただくということになっています。

もう一つは、この実施計画を8年にした意図というのがありまして、一般的には、基本計画5年とか、あるいは10年とか、自治体によっても計画期間も設定があるんですけども、逗子は、いわゆる基本構想・基本計画・実施計画という3層はとっていません。2層です。基本構想は、24年というかなり長期のスパンです。それは、逗子の場合には土地利用方針があまり大きく変わらないので、10年刻みで基本構想を見直す必要はないだろうと。それと加えて、まちづくり基本計画という30年先の計画をこの総合計画の前に策定していたので、そのビジョンと整合させて、お尻を24年後ということに合わせて、基本構想が策定されています。

それを8年に刻んだのは、5年ごとに基本計画を見直すと、見直し作業だけで2年ぐらいかかるので、見直しをするための労力、コストが非常に過重なんです。それとあわせて、市長の任期が4年なので、その倍数で8年という刻みで実施計画を改訂するというのが効率的だ、あるいは、4年でやれることというのはなかなか限りがあるので、やはり、私の経験を踏まえて、8年というスパンの中で、長期の課題も含めて、重要な事業を位置づけて進行管理していくというのが適当だろうということはこの計画の中では位置づけたということです。

ただし、やはり4年の任期も含めて、あるいは、今、福本が申し上げたような、「情勢の変化」というのも織り込まないと柔軟には対応できないので、中間の4年での見直しもできるようにはしてあります。

ただ、あくまでも、目標というのは最終的に達成できなければ達成できなかった結果を評価すればいいのであって、その目標を、全くこれはやめなければだめだというような状況が生まれればそれはもう見直さざるを得ませんけれども、この目標を8年後にどこまで達成できたかを評価するという意味では、財政は厳しくても、それは結果、達成できなかったという結果を評価することになるので、それは「情勢の変化」とは言わずに、目標のできばえが100点だったか50点だったか、それは8年後に評価をすればいい、こういう組み立てで計画は成り立っています。

(中畠委員) ありがとうございます。

(出石会長) ほか、いかがでしょうか。

ただいまのローリングの件だとかは、実はこの前とその前の総合計画審議会でも相当議論になって、毎年見直すべきだという意見も相当強く出ていたんですね。ただ、今、市長がおっしゃられたような趣旨のことも含めて、やはり、継続的に実施することと、必要な見直しの期間をとるということで整理がついていて、既にこれができているという形で、これを変えることはもちろんあり得ないので、変えるというか、やり方を変えることはあり得ないので、今申し上げたとおり、今年度は、ちょうど前期と中期との中間点、折り返し点ですので、「情勢の変化」があればの話で、見直すことを我々は諮問を受けるということです。よろしいでしょうか。

それでは、この件も以上といたします。

続いて、7番、総合計画に関する条例等について、を議題とします。

では、事務局から説明、お願いします。

(福本経営企画部次長) 私から説明させていただきます。

お配りした資料の中に、総合計画の審議会条例と策定条例という、この案件に関する条例が2つある中で、なぜ、今また総合計画に関する条例の諮問があるかといったことを思われる方もいらっしゃるかもしれないのですが、これは、今、逗子市が取り組んでいる大きな課題に(仮称)自治基本条例をつくるというのがございまして、それに関連する既存の条例も含めて、(仮称)自治基本条例の制定に合わせて見直しをかけるといったようなことを行っているためでございます。そういったことから、実は、昨年度の審議会に、この総合計画に関する条例等のことで諮問をしております。今回の皆さんの前委員の皆さんに対して諮問をして、それが継続して諮問案件として残っているという状況でございます。

どういった諮問内容だったかといいますと、2つございまして、1つ目が「総合計画審議会条例及び総合計画策定条例のあり方」。これは、今日皆様にお配りした2つの条例です。あり方、これはどういうことかという、今既存にある条例をどうするかということです。そのまま残すのか、あるいは、新しくつくることによってこの2つを廃止するのか、わかりやすく言えばそういったことです。

2つ目が、「(仮称)逗子市自治基本条例に定める総合計画に関する条項のあり方」でございます。これはどういうことかといいますと、(仮称)自治基本条例をつくらうとしていると先ほど申しましたが、その中に総合計画関係の条文も盛り込む予定で、今、想定しています。その部分を受けまして総合計画に関する新しい条例をつくりたい、そのことを諮問している、

そういうことになります。

前回までの総合計画審議会でこれについてどこまで議論したかということですが、今、私が申しました2つの点の1つ目、既存の条例をどうするかといったような考え方ですが、このことに関しましては、2つの条例をまとめる形で、新しく1つの条例をつくるほうがよいといったような考え方、そもそも、（仮称）自治基本条例の中に総合計画に関してきちんと位置づけるんだと、こういったことの方角性が確認されたといったところでございます。ですので、大きな課題としましては、諮問の2つ目、どういったような条文の中身にしていくのだといったことが課題として残っているというところです。

配りました資料の7番、この大きなやつです、折りたたみである資料、これは、どうやって見るのかなと思うような表になっているんですが、3列に情報が整理されておまして、真ん中の列、ここの真ん中の列が、新しくつくろうとしている（仮称）総合計画条例の内容となります。これは、あくまでも現時点での案ということをご理解ください。で、その左側と右側には、現在ある2つの条例の条文が書いてあります。ところどころに矢印で引っ張ってあつたりしますが、今の条例が、新しくつくろうとしている条例のここに、こういう形で持ってくるよといったことの関係性を示しているということです。

あと、吹き出しみたいな形でもって書いてある部分がございます。例えばこの左上のところですが、これは、まだ現在は条例はないんですが、つくろうとしている（仮称）自治基本条例には、こんなようなことを規定しようと考えているといったことで載せているということです。

ですので、新しい（仮称）総合計画条例は、既存の条例2つ、プラス、新しくつくろうとしている（仮称）自治基本条例の3つとの関係性を整理してつくっていく、こういう形になります。

この表の中で、真ん中の列、（仮称）総合計画条例の条文の案の中に、二重線が書かれているところがございますが、これは、前回お出ししたものに、若干修正を加えた部分です。今回から委員になられた皆さんには余り関係ない情報ではございますが、一応、そういった趣旨で書いているところです。

続きまして、資料の8番をご覧ください。これは、昨年度の総合計画審議会が出た意見をまとめたものです。裏、表にわたっております。

一番左の列で、平成29年度第3回総合計画審議会「資料4」となっていますのは、これは昨年度の資料4でありますので、今回の資料4ではございません。今回の資料番号で言えば、参考の1番です。（参考1）というのがありますね。そのことを指しております。

どういった意見が出てきたか、簡単にご説明しますと、真ん中の列になりますが、【意見その1】ということで、個別計画の懇話会等とその評価に関しては、その詳細がわからない。とは言いながらも、その懇話会での議論を尊重し、意見を尊重する、そういった仕組みのため、総計審がきちんと責任を果たせるのかどうかちょっと不安だ、といったようなご意見をいただいたところでございます。

これにつきましては、先ほど来説明しているとおおり、個別計画・基幹計画・総合計画ということで、それぞれ役割を変えた形でもって計画体系をつくっております。当然のことながら、それぞれに市民の皆さんが加わった審議会、懇話会がございますが、それぞれの計画の役割に応じた議論をしていただき、さらには、ピラミッド型でもってそれぞれの計画間の整合性をとるような形でもって計画をつくっていきたい、つくっていかうとしておりますので、ボトムアップでもって進行管理の情報が上がってくるという形になります。

逆に言えば、ほかの審議会、懇話会のパフォーマンスを信用していただき、それを前提として、市全体の資源配分ですとか、優先順位、そういったような観点からこちらの皆さんにはご審議いただきたい、こういったことをご理解をしていただきたいというところでございます。後ほど、またお時間のあるときに、ゆっくりと読んでいただけたらと思います。

続きまして、資料の9番です。資料の9番は、（仮称）自治基本条例の制定を目指すと説明しましたが、その制定に向けた検討の手続を今やっているところなんです、その中でいただいた意見をまとめたものです。

裏表にわたって書いてありますが、表側は、市民の皆さんに集まっていただいてワークショップというものを開催してきましたが、その中でいただいた意見を抜粋したものです。基本的には、市の条例（案）に関しまして、もう少し言葉を丁寧に書き足したようなイメージが市民の皆さんの意見かなと思っております。

裏側は、同じく、その検討に当たって、実は学識の皆さん等に集まっていただく、検討会というのを同時並行で進めてまいりました。その場においていただいた意見です。一番上のほうに書いてありますが、最初に「昔の名前で出ている」ような印象を持った。要するに、何か新しさ、新鮮な感じが得られないといったようなことだと思います。

というのは、（仮称）自治基本条例の検討の意見交換の中では、この条例で新しいものを前面に打ち出していかうといったスタンスでもって、かなり学識の皆さんからも意見をいただいたといったところがございます。そういった中では、この総合計画の部分が、やはりどうしても古くさいというような内容にとどまっているのではないかと、そういったようなご意見をいた

だいたところでは。

その検討会で、市長が意見交換をしたのですが、その中で市長が何と発言したかといったことが、その下の〈市長コメント〉といったところです。今現在、新しい仕組みによる進行管理を始めているといったような意見ですとか、計画行政を住民がコントロールする仕組みですとか、あるいは、個別計画・基幹計画・総合計画、これをピラミッド型に積み上げた整合性ある計画づくり、こういったことですか、あるいは、住民自治協議会、あるいは、そのこのつくる個別地域計画、そういったものをうまくクロスオーバーさせていく、こういったような市長の考え方がここで述べられている、こういったこととございます。

最後に、資料の10番をご覧ください。ここまで、毎年行う進行管理の部分、前期実施計画の前半4年間が終わることに伴う改訂の必要性の審議、そして、今説明しました総合計画に関する条例等について、大きく3つのミッションがあるということになります、そのことに関して、今年度、この総合計画審議会がどういうふうに活動していったことを時系列で示したものです。

なかなか会議の回数を十分に持てない中で、皆様には、忙しい中にご意見をいただかなければならないというような状況になってしまっております。

親会はこの場です。部会は、先ほど会長から指名していただきました進行管理部会です。本日、5月16日の親会第1回では、そこに掲げているような内容、本で行っている内容です。6月の部会の第1回目、7月に部会の第2回目です。これは進行管理のことを行います。

8月22日ということで、親会の第2回目を予定しております。ここで、部会で行ったこと、あるいは、各個別計画、基幹計画で行った進行管理に関する情報等をこちらの皆さんでもって審議していただき、総合計画の評価ということで市長に答申をいただくというのが1点。2つ目が、総合計画の見直しに関してご審議いただくということになっています。

答申となっておりますが、多分、この場で答申書までまとめるのは非常に難しい、時間的に無理だと思いますので、会議の回数が限られてございますので、ご意見をいただいたものを最終的に、よろしければ、会長・副会長に一任していただき、文章にまとめて出すといったような手続で進めさせていただけたらなと思っております。

次に、11月になりまして、今度は親会の第3回目を行います。こちらの第3回目は、まず一つは、8月22日、第2回で行いました総合計画の評価、これを市長に出しますので、それに対して、市長が自分はどう考えているんだ、市としてはどう進めていくんだといったような考え方が、こちらの側にフィードバックされるという形になります。ですので、皆さんの評価、

そして市の考え方、市長の考え方をもとに、直接意見交換を行うための会議、これが一つ。あと、もう一つが、今まで説明してまいりました総合計画に関する条例等についての考えについて、ご意見をまとめていただけたらと思っているところです。

(出石会長) ありがとうございます。

一度、自治基本条例の説明をしてもらったほうがいいと思います。その次に出てくる参考1の真ん中から、「(仮称)総合計画条例の内容と(仮称)自治基本条例との関係」、これは多分、ずっと説明している最初の部分の、A3の蛇腹折りにしていただいた資料のところの説明ともつながるんですが、そもそも、自治基本条例って何というのを、今回初めての委員には、お話ししないと多分わからないと思いますので、補足してもらえますか。

(福本経営企画部次長) わかりました。そうしましたら、参考1、参考2、参考3の資料、これが昨年度の審議会で配った資料ですが、こちらをもとに説明させていただきたいと思います。

まず、参考3の資料を見ていただけますでしょうか。これは、資料のタイトルが「(仮称)自治基本条例の構成と関連する条例との関係」ということになっております。これはこの時点での情報ですので、若干、今、まとめる作業の中では修正は加わってきてはおりますが、骨格的な意味合いとすれば、順番とか、あるいは、言葉の使い方の修正はあるかもしれませんが、イメージとしてはこれでつかんでいただけるかなというところです。

左側の黒い太枠、そこに(仮称)自治基本条例の内容が載っているとご理解ください。頭のほうからありまして、まず、前文がありまして、その次に目的が書かれ、基本理念を定め、条例の位置づけなどを解説し、こういったような形になっています。

これがずっと来まして、市民のことを書く部分、市長、市の職員等を書く部分、議会のことに関して書く部分、市民参加と協働に関して定める部分、市政について定める部分、最後に条例の推進等ということでもって、条例を構成しているというところです。

そもそも、この条例、何のためにつくるのかということですが、こういったことを定めることによりまして、資料の7番の一番左上の吹き出しに書かれている部分がありますが、これが現在、検討中の(仮称)自治基本条例の目的なんです、『市民が主体的にまちづくりに取り組む市民自治の進展を図り、もって市民が「こういうふうに住みたい」と思い描くまちを実現する』、こういったことのベースになる条例を目指して条例をつくるということです。それでは、具体的な内容は何かというと、先ほど説明しました、参考の3番のような内容が入ってくる。

参考3に戻りまして、「関連する条例」とございますが、（仮称）自治基本条例はかなり幅広く規定をしますので、細かい規定につきましては、個別の条例をつくっていくといったことを想定しております。

例えば、（仮称）自治基本条例に議会のことを書きますが、さらに細かいことは議会基本条例で定めます。これは実際にはもう既にありますので、そこの関係性、整合性を図って（仮称）自治基本条例に位置づけるという、逆の手续があるんですが、こういったような形で、（仮称）自治基本条例の肉づけをしていくということになります。

総合計画についてもそういったことが言えまして、関連する条例、一番下です、二重枠の四角の中に「（仮称）総合計画条例」とございますが、（仮称）自治基本条例の中では、総合計画の一番大事な部分だけ位置づけます。それを実際にやっていくための条例を個別条例として、（仮称）総合計画条例として定めるということです。今回の諮問は、ここの部分について諮問をしていくという形になります。

あと、参考2をご覧ください。今説明してきたことを別の言い方をしますと、（仮称）自治基本条例を制定する手続の段階では、関連する個別条例もセットで議会に提案するといったようなことが、当然のことながら求められているということになります。したがって、（仮称）自治基本条例の検討に合わせまして、参考2の下側のほうに書かれている個別の条例についての手続を、今、同時並行で進めているという段階です。

（仮称）自治基本条例の検討はどこの段階まで来ているかということ、このプロセス、ちょっと時間軸が明らかに書いていないのでわかりづらいのですが、現時点ではちょうどこの表の真ん中あたりです。一番頭の部分に「準備」、「市民参加等による案の検討」、「検討案の周知、意見聴取」、「制定手続き」と大きく4つの局面が書いてあるんですが、現在はこの2つ目の「市民参加等による案の検討」が終わったところでございます。

現在、市民参加等による検討が終わりましたので、事務局でそれをまとめている作業中であるということです。その下に書かれている「市民参加ワークショップでの検討」ですとか、あるいは「（仮称）自治基本条例検討会での検討」と書いてありますが、これらが昨年度末までに終わったということで、ご意見をかなりたくさんいただいておりますので、今、それについてまとめています。

先ほど説明しました資料の9番でもらった意見というのは、まさにこの参考2の資料で言うところの市民参加ワークショップですとか（仮称）逗子市自治基本条例検討会、ここの場面で意見をいただく、こういった関係の中で意見をいただいた、そういったことです。

(出石会長) 例えば参考1を見てもらうと、2つ目の四角のところに、「(仮称)総合計画条例の内容と(仮称)自治基本条例との関係」と書いてあるんですが、ここが一目瞭然です。自治体経営の基本理念を明らかにし、それに基づく基本的なルールを定める自治基本条例、つまり、逗子市の根幹となる、全般にわたる重要な条例として(仮称)自治基本条例をつくりましょうよ。であるならば、総合計画も非常に重要なものだから、当該条例に、計画的な市政運営の指針である総合計画について位置づけるんだよ。

冒頭でずっとお話しした、総合計画審議会条例と総合計画策定条例という2つの条例、2つの既存条例を統合して、新しく(仮称)総合計画条例をつくらうよ。つまり、(仮称)自治基本条例という根幹の条例のもとに、さまざまな重要な政策を進めていくんだけど、その一つが総合計画だ、その総合計画の条例を1本にまとめましょう、そういうことです。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見等がありましたら、ご質問がありましたら、お願いします。

どうぞ。

(倉田委員) 部会とかで議論のもとになる資料というのは、大体どれぐらいの段階で送られてくるのでしょうか。

(出石会長) ちょっとこれは違う議題なので、次第の8のところでやりましょう。

(倉田委員) わかりました。

(出石会長) 今は一連の、(仮称)自治基本条例と、総合計画の条例の再編みたいなことですが、これについて、頭の整理がまず必要になるのかもしれませんが。

(倉田委員) やりながらわかるしかないですね。

(出石会長) そうですね。審議会は徐々に進んでいきますから、余り、また議論していてもちょっと、ぐちゃぐちゃになると思うので、ステップ・バイ・ステップでやっていきましょう。

よろしいでしょうか。

市長、何かありますか。

(平井市長) あまり言ってしまうと、みんな、ちょっと消化仕切れなくなってしまうので、少しだけ。

お配りした資料に改めて目を通していただいて、ちょっとかみ砕いて理解をいただく。わからないことは、もうダイレクトに企画課に、電話でも、あるいはお越しになっても、来てばんばん質問いただければ、そこは丁寧にお答えをして、協力していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

この横長のものが一応できているんですが、これも、全然まだ、案の案の案みたいな感覚で、これをどうするかというのは、これから（仮称）自治基本条例の案としてまとまっていくんですけども、逆に、総合計画をどう条例に落とし込むと、より中身の伴う、しっかりと、その条例によってルールが定められて成果が得られるか、これを仕組みとしてちゃんとここに落とし込みましょうと、こういうことなんです。

なので、実はこれは担当とも全然まだ詰め切れていなくて、今の時点で、私がこの総合計画を条例化するとしたら、何がポイントかということのを少し触れておきたいと思うんですけども、今あるところの条例って、割と、ある種、さらりというか、事務的に必要な項目だけを落とし込んでいるというところなんですけれども、総合計画審議会で今まさに進行管理をやっているのではないですか。あるいは、基幹計画と個別計画で、一生懸命やっていますね。だから、この制度をある程度ちゃんと明文化して、手続も含めて、ちゃんとルール化したいというのが一つです。

それと、もう一つ重要なのは、策定プロセスをどうやって、しっかりとルールとして位置づけていくかということが、もう一つの大きなポイントかなと思っています。

それはなぜかという、前回、総合計画の審議会で議論いただいたときには、ある意味、ボトムアップではなくてトップダウンで計画をつくったんです。そして、8年間、進行管理していく中で、個別計画から積み上がった評価が毎年、進行管理として行われていくので、だんだんボトムアップで、それぞれの参加している懇話会の委員とかが、問題認識というのを相当共有してきている。次に計画をつくるときは、この分野の最も重要な課題は何になるか、そこでどういう事業を位置づければより次のまちづくりに進展できるのかということが、それぞれに関わってきている委員に相当共有されて、浸透していると思うんです。

だから、今度、中期の実施計画で、8年計画、それはあと5年後にスタートするんですけども、策定は恐らくその2年前ぐらいから始まって、アンケート調査とか、個別計画とか、基幹計画とかと、いろんな関わりの中で課題が抽出されて、それで総合計画の実施計画の中期計画が策定されるということになるので、このときに、どういうプロセスで策定すると、最も市民として我がこととなり、しかも、それを行政がしっかりと進行していくための計画になるか。

プラス、そのときの市長と、いろんな市民、関係者が、しっかりとその課題を共有して、「これが、次の8年間で最も重点的に取り組む課題だよ」という、市のトップである市長と市民とが、そこで合意形成して、その計画の中にすっと落とされるという、そのプロセスをぜひ設計したいなと思っているんです。それを、条例に落とし込んだときに、どうすれば、し

っかりとしたルールとして担保されるか。これをつくるべきだなというのが、私が今考えたところです。

(磯部副会長) まさに、おっしゃっていることを実現したい。そのときに、冒頭で三原委員がおっしゃっていた、要は、地域づくり計画を今、住民協としてはそれぞれつくっているわけですね。

私の沼間に関しては、一応、つくったんです。平成29年度の総会にそれをかけて、平成30年度から実施しようと思ったならば、住民から待ったがかかって、要は、代表者会議だとか、それから地域づくり計画策定委員会だとか、末端の住民がしっかりと参加していない、こういう意見が出たので、平成29年度の総会にかけるのはあきらめて、再度、住民にもっと周知、一人一人の住民に周知をして、それから次に総会で承認しようかと。ですから、地域づくり計画みたいな、市の総合計画に比べたらもっとずっと住民に近いと思っていたんだけど、それですら大変なんですね。

となると、やはり、総合計画に住民一人一人の言葉というのを盛り込むには、ここから何かするのは無理で、やはり、住民自治協議会という仕組みを使って、そこでつくられる地域づくり計画というところからここにつなげてくるというのが実際的なかと、今は感じています。実際にかなり労力をかけて地域づくり計画をやったんですけども、今の話と全く一緒に、トップダウンだという、そういうようなコメントが来ましたね。

(平井市長) まずはテーマ型もちろん、いろんな分野ごとに個別計画があって、そこも、いろんな関係団体の方とか、あるいは、市民、あるいは、公募の市民が入って計画の策定から進行管理をしていますから、横文字でいうとステークホルダーと言いますけれども、そういう関係しているところはやはり思いを持って関わっているので、クロスオーバーというのは、地域別の計画とテーマ別の計画は、地域で出てきた課題と、テーマ、各分野で持っている課題が、しっかりとボトムアップであぶり出されて、それをそれぞれの計画のレベルに応じて落とし込んで、総合計画の実施計画に収れんしていく。このプロセスをどうやってうまくデザインしていくかということです。

では、条例ということに基づくんだというには、条例とか規則だとか、いろいろテクニカルな部分は職員がやるんですけども、そこをみんながうまくイメージできて、こういうプロセスで計画はつくられて、その進行管理をして、市民がそこに参画し、あるいは、実際に協働という形で事業に取り組み、それで市がより発展していくんだというのがうまく表現される条例になるといいかと、そういうような考え方です。

(三原委員) この基幹計画から個別計画への落とし込みというのは、各所管部署がこれを行うのではないんですか。

(平井市長) 基本は、そうです。

(三原委員) そうですね。

(平井市長) そこを市民参加でいかにしてやるか。

(三原委員) 各所管部署で個別計画に落とし込むんだけど、市民参加、市民の声がどこでそこに突き刺さっていくかというのが、私自身まだよく見えていない。それで、この前も申し上げたんですが、自分のわかる範囲の個別計画を見てみると、定量的な落とし込みだとか、最終目標の定量的な数字が、ちょっとおかしいのではないのという部分が結構あるんですよ。

この基幹計画はこうなのに、これでよしとするの？というものが結構見えてくるので、その個別計画への落とし込みの段階で、市民の目がきちんとそこに行き届いて、これだったらいいよというのが一番ほしいねというのは、前からここで話し合っていた話なので、そこら辺のところはどうお考えですか。

(平井市長) それも結局、まだ進化の途中なので、個別計画・基幹計画・総合計画の整合性や関連性とか、その計画間の整合性とか、これをつくっていく段階で、いかにそれぞれの担当部署が、しっかりとその全体像を意識しながら、市民参加で一つ一つの計画を積み上げていくかというのを、例えば5年後の、この総合計画の実施計画が策定されたときに、それなりにレベルがそろっていて、できていれば、まさに理想です。なかなかあと5年で個別計画から、担当の職員からそこに関わる市民からが、同じ認識で計画の策定に関われるかというのは、これは相当ハードルが高いところを本当に目指しているので、できるところからやっていく。

(三原委員) 所管部署の職員としてみれば、個別計画で目標達成の計画的なものを出すとすると、それを、到達しなければ、やはり自分たちの成績にも関わる。そうすると、到達しやすい数値を選ぶということもあるわけですが、我々私企業としては。そのところのチェックがどう入り込むかということが、すごく大事だと思います。

(出石会長) そのあたりは多分、実際に条例の条文では出てくるんです。そこは書きようで、目標の立て方についての特則を規則で書けばいいんだけど、結局どう書いたって、どうやったって、実際には人がやることだから。けれども、市長の言ったこともわかる。策定プロセスと進行管理をしっかりとルール化していこうということでしょう。それを、実態に沿った、今やりたい形を、単に無味乾燥な言葉だけではなくて、言葉になってしまうけれども、それをどうするかというのは大変大事だと思う。

私の立場からすると、やはり、前期までやっていた委員の方はわかると思いますが、堂々巡りをこの審議会ではやっていたのではないですか。それはなぜかという、ルールになっていなかったから。それをルールにするというのは、いろんな意味で、効率化もされる。それが、ただ、ルールになってしまうと、そのルールを守ればよいという話になってしまうから、市長も言われたように、皆さんで議論をして、いいルールにして、それを使っていけばいい。例えばKPI的な数値が出てきたりとかするような形になるのを目指すということが大事じゃないですかね。

(平井市長) 例えば、この資料9のところに、これはワークショップでの意見ですけども、第24条の2に「市は、総合計画の策定に当たっては、市民が参加する機会の充実に努めなければならない」と書いているんですよ。条文にするとただこれだけですけども、では、その「参加する機会の充実に努める」という、その「充実」とは何ぞや。ここがしっかりとしていないと、その時々市長によっては、ある意味、形骸的な証拠づくりの参加で、はい、総合計画をつくりましたと言って終わられてしまうリスクだってあるわけですよ。

だから、ここは、一般的にはこんな程度の書き込みしか、ほかの自治体の総合計画条例ではしていないのだけれども、逗子であれば、ここにもう少し深掘りして、どういうプロセスを設計して、これだったら住民が納得して参加もするし、できた計画も、ある種、つくった責任として市民もそこに、事業に関わって一緒にまちづくりしていこうかなという、そういう、何か意欲をかき立てるような、あるいは、行政がしっかりとそれを守れということを担保できるような、そういったルールなり条例案にしないと意味ないかと、私は思っているんです。

(藤井委員) (仮称)自治基本条例の話ですが、各論でこの審議会では何をやるかというのはイメージできていたんですけども、市長が今おっしゃった、策定のプロセスをきっちり盛り込んでほしいというのは、(仮称)総合計画条例のことですか。

(平井市長) そうです。

(藤井委員) (仮称)総合計画条例をこの審議会では、いつまでに何かしないといけないんです。

(出石会長) それは、諮問をされていますので。先ほどスケジュールが出ていたんですけども、こんな回数で深い議論を我々ができるかといったら、できない。多分、行政がもうほとんどやり尽くして、もうすごいものが、今、市長が言われたことをしっかりと行政がやってきたものがここに出てきて、しっかりと説明されて、うん、わかった、というふうになるのではないですか。

(藤井委員) 2つの現状の条例を統合して、1つの形のものができるというのは、ちょっと先ですか。

(出石会長) そうです。

(平井市長) このスケジュール、書いているけれども、(仮称)自治基本条例だけではなくて、いっぱい条例があるじゃないですか。それを並行しながら、それぞれの進捗状況を一応見きわめて、では、(仮称)総合計画条例はいつ、例えば最初の案が出てきて、それを審議会にたたいてもらって、それは1回で終わるとも思えない。平成30年度はここまで、平成31年度はどこまでと、(仮称)自治基本条例だって、実は、いつ提案できるかも、お尻がまだ見えていないんです。

(藤井委員) それも専門家の方に解説いただきたいんですが、自治基本条例というのは、今ごろつくるようなものだったのか。逆にこれまで行政には、基本法的なものなかったのか。一般的な自治体は、そんなものなんですか。

(出石会長) 私がその専門だと思うので、あまり時間がないので、簡単に今日は終わりにしたいと思いますけれども、もともと、自治基本条例というのはなかったんです、どこにも。というのは、自治体というのは法律に基づいて仕事をしていましたので、ある意味、自治基本条例に近いものとして言えるのは、地方自治法という、国が決めたものに沿って自治体は淡々と仕事をしていたのが、近年、地方自治、最近だと地方創生とか、いろんな言い方をしていますが、その中で、自治体が憲法に定められた自治権ということをちゃんと発揮しようという流れが、10年、20年近く前ぐらいから湧き起こってきて、今、大体300ぐらい、全国で1,700の自治体があるんですが、300ぐらいの自治体が策定しています。

(中嶋委員) 370位です。

(出石会長) 中嶋さんも、その専門家です。

ただし、もともとは、そのもう一期前の高度経済成長期に、逗子市はそういうチャレンジをしていたんです。それは富野市長のときにやっていたんですけども、それが時代の流れでとまって、それで今に至った。一方で、300から400の自治基本条例ができてきたんですけども、逗子市は、どちらかというと、こういう総合計画だとか、市民参加条例とか、住民投票条例とかという、市民参加の装置を先につくって行って、それらが整理されてきて、今の市長の考えで、それらを統合して、最終的に自治基本条例をつくらうとしています。だからこそ、今つくる意味があるでしょう。ただ、よその条例でまねするのではなくて、今、逗子市らしい自治基本条例をつくらうということです。

(平井市長) 私がこのタイミングを選んでいるというのは、要するに、自治基本条例って非常に抽象論だから、そこだけ議論すると、とてもなんか、現実とすごくギャップがあるんですよ。なんか言葉遊びみたいな議論に、どうしてもなってしまう。

だから、曲がりなりにもここ10年、20年で逗子がいろんな市民の関わり、今、出石先生がおっしゃったような、市民参加条例とか、いろんな制度とか、あるいは実践が、地域自治もそうですけれども、積み重なってきているので、それを経験した市民が、この(仮称)自治基本条例に関わることで、あっ、自分たちがやってきたことがこういう形である種昇華した、高まった、これを持てば、自分たちの活動はもっとやりやすくて、もっと行政とのいい関係がつくれて、それで市がいい方向に、一緒に向かえるんだと、こういう機運を私は待っていた。だから、今なんです。

(藤井委員) 既にいろいろな条例があると、それはそれで難しいことが多そうですね。

(平井市長) そう。だから、簡単にぼーんってつくってしまえば、作文は簡単なんですよ。でも、それって、市民の実感が伴わないものを幾らつくったって、単なる神棚に飾る条例になっちゃったら全く意味がないと思ったので、実感を持った人たちがいかにここに関わって条例ができるかということを重要視したということです。

(磯部副会長) 先ほど市長が、テーマ型と地域型と計画についておっしゃったんですけれども、テーマ型というのは、ここで5本の柱、これをテーマ型とおっしゃっているんですね。実際に、私たちの地域づくり計画も、結局はここに書いてあるような、「共に生き、心豊かに暮らせる」とか、「自然と人間を共に大切にする」とか、「安全・安心」とか、結局は、地域型とおっしゃるけれども、やはりこのテーマと共通の世界にいると私は一応認識していますので、それを一言申し上げたかった。

(出石会長) どうぞ。

(中畷委員) 自治基本条例ですけれども、自治基本条例というのは自治体憲法と言われることがあるのですが、それは、信託の仕組みをあらわしているものだからだと考えています。信託というのは、市民と市長、それから議員とかが約束をしているという仕組みで、自治基本条例に書かれていることを市長は実現していきます、市民も協力します、議員もやっていきますといったことを決めるものなんだという仕組みで、それと同じく、総合計画というの、市の全体の計画について、市が市民や議員と約束をしたものという考え方があって、それを実現していくという。自治基本条例と、やはり総合計画というのは、そういう、市の基本になる、市民と、市長などの市の関係者との約束だという考え方なので、非常に重要なものですし、非常

に深い関係を持って捉えられると考えています。

(藤井委員) ありがとうございます。

(出石会長) では、一応、そこで切らせていただきます。

次第のその他ということで、まず最初に、先ほどの部会への資料の提出の時期について。

(倉田委員) 現実的には、判断したりというのがあって、資料が届いてそれぞれとなるので、タイミングがすごく大事ななという気がしたのでお聞きしました。

(福本経営企画部次長) 1回目の部会の日程については、6月28日に予定を立てたいと思いきまして、それにつきましては、また改めて皆さんにご連絡を差し上げますが、一応、この部会に限らず、この総計審の親会のほうも、基本的には1週間前までには資料を送るということで準備しています。時々遅れてしまうこともございますが、そこを目指していますので、1週間前までには届けたい。

ただ、3月で前年度が終わりまして、4月、5月が、いろいろとデータの集計等をやっている関係がありまして、それが終わってから、5月から書類を整えて送るといったような状況になりますので、1週間以上前に早く送るのは少し難しいかもしれませんが、その程度でお送りさせていただきたいと思います。

(倉田委員) わかりました。

(出石会長) その他、事務局から何かありますか。

それでは、以上をもちまして、総合計画審議会を終わります。